

《坂東市内小中学校体育施設開放注意事項》

- (1) 用具の後始末及び整頓をきちんとすること。
- (2) 申請以外の用具については、絶対に使用しないこと。
(ボール等の消耗品的なものは各利用団体で準備する)
- (3) 使用後には必ず清掃を行うこと。ゴミは「持ち帰る」こと。
- (4) 決められた場所以外には立ち入らないこと。
- (5) 戸締まりは、事故防止のために完全に行うこと。
- (6) 建物・用具等を壊したり、汚したりしないこと。なお、建物・用具等を壊した場合は必ず、教育委員会及び学校へ申し出て、弁償すること。(体育館フロア・壁は、特に注意すること。)
- (7) 自動車等は決められた所を通行し、駐車も所定の場所にする事。
(アイドリング状態にはしないこと)
- (8) 飲酒しての使用、また飲食等をしないこと。
- (9) 学校敷地内は全面禁煙とする。(携帯灰皿の利用、加熱式たばこも禁止)
- (10) トイレは、汚さずきれいに使用すること。
- (11) 体育館内は必ず「体育館専用の運動靴」を使用すること。
- (12) 利用時間を厳守すること。(平日 18:00～21:30、休日 9:00～21:30)
- (13) 私物(体育館シューズや用具等)は毎回必ず持ち帰ることとし、体育館には保管しないこと。
- (14) 利用団体構成員名簿に記載されてない者は利用しないこと。
- (15) 未成年者が利用する際、必ず20歳以上の成人者の責任者がいること。また、責任者が行けない場合は、代替りの20歳以上の成人者がいること。
- (16) 屋外競技については、体育館の利用はできません。(スポーツ少年団を除く)
- (17) 施設を利用する際は、必ず鍵管理者から鍵と日誌を借用して利用すること。
- (18) その他、学校や他人に迷惑をかけるような行動をとらないこと。

坂東市小中学校体育施設開放事業についてのお問い合わせは、
坂東市教育委員会スポーツ振興課
坂東市総合体育館内(坂東市岩井 3086)
TEL 0297-35-1711 / FAX 0297-35-6336